

平成 27 年 12 月 16 日

国土交通大臣
石井 啓一 様

民主党旧公団居住安定化推進議員連盟
会 長 大島 九州男
事務局長 小西 洋之

公団住宅居住者の居住の安定に関する要望書

独立行政法人都市再生機構は、2013 年 12 月の閣議決定にもとづいて家賃改定ルールの見直しを進めている。その内容は、値上げ幅の拡大や改定周期の短縮、高齢者等特別措置の後退などであり、居住者からの不安の声があがっている。

独立行政法人都市再生機構法案審議における国会決議では、家賃の設定及び変更にあたって「過大な負担とならない配慮」を求めており、また住宅セーフティネット法に位置づけられる住宅として、居住者の居住の安定が図られなければならないと考える。

については下記のとおり適切な措置を講ずるよう要請する。

記

- 1、 都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化や低所得化が急速に進んでいる実態があることから、機構法 25 条 2 項の適正な実施はもとより、4 項の家賃の減免措置など安心して住み続けられるための実効ある措置を講ずること。
- 2、 期限が間近となった高齢者向け優良賃貸住宅については家賃減額を継続実施すること。
- 3、 75 万戸の賃貸住宅の公共的位置づけにかんがみ、継続居住者の家賃改定については、居住者の理解が得られるよう、客観的、定期的、統一的に行うこと。
- 4、 居住者の居住の安定のためには、高齢者等特別措置の家賃据え置き収入基準の変更や、敷金の追加徴収は行わないこと。
- 5、 平成 26 年 4 月以前から居住する継続居住者については、家賃改定ルールの見直しに伴う経過措置を実施すること。とくに改定周期は 3 年とし、特別措置の適用世帯はこれまでの特別措置を継続すること。

以上